

# じんけんの風

JINKEN NO KAZE

2021 Autumn

# 秋号

vol.42



宮崎県人権啓発センターだより

「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。



ここがあなたの居場所だよ

## 特集

## 子どもの人権

- ◆ じんけんinterview  
子どもシェルターみやざき代表・弁護士 増田良文さん 3
- ◆ 11月は「児童虐待防止推進月間」です 4
- ◆ 同和問題（部落差別）について考えましょう 5
- ◆ 同和問題の指導内容の変化について 6
- ◆ 宮崎県人権啓発推進協議会の事業のご紹介 7
- ◆ ひとりで悩んでいませんか？  
～「女性に対する暴力をなくす運動」～ 8
- ◆ ひなたのキズナ声かけ運動 9
- ◆ 世界エイズデー 10
- ◆ 障がいのある人の生涯にわたる  
学びの機会の充実に向けて 11
- ◆ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12
- ◆ 犯罪被害者の心に寄り添い、  
途切れることのない被害者支援のために 13
- ◆ 12月4日から12月10日は人権週間です！ 14

# 巻頭 特集

# 子どもの人権

## ここがあなたの居場所だよ

貧困、虐待、いじめ、体罰……社会の宝であるはずの子どもたちが厳しい環境におかれ、人権が守られていない現実があります。そこで今回は、学校にも家庭にも居づらさを感じている子どもたちに寄り添い、話を聞いたり、安心して過ごせる居場所を提供している県内団体取材しました。子どもたちを守ることは、未来を守ることです。一緒に考えてみませんか。



理事長の堀之内健吾さん（右から2人目）とスタッフの皆さん

## 地域に見守りの目と受け入れる居場所を

子どもネットワークのべおか  
理事長 堀之内健吾さん

### 子ども食堂から子ども宅食へ

平成30年より月1回、土曜給食という形で子ども食堂を開いています。コロナ禍を受けて昨年12月からは、家庭に食材などを直接届ける子ども宅食をスタートしました。子ども食堂には幅広い人が訪れますが、宅食は生活に困っている人と直接つながるきっかけとなっています。自宅を訪ねるなかで、「入学式を間近に控えているのに制服や学用品が揃っていない」など困りごとが見えてきます。そこでSNSを使って支援を呼びかけたところ、予想以上の寄付が集まりました。皆さん、身近なところに子どもの貧困があることにショックを受け、自分にも何かできるのではと受け止めてくれたのだと思います。

### 学校がイヤならここにおいて

一昨年からは、不登校の子どもたちを受け入れるフリースペースの活動も開始。昨夏からは門川町のドラッグストア跡地に「コワーキングカレッジおたる」を開設し、毎週月・火曜日に開放しています。学校にも家にも居場所がないと感じたとき、誰でも、自由に過ごせる場所です。個別ブースで勉強するもよし、漫画を読んだりトランポリンで遊ぶもよし、ごろごろ寝て過ごしてもかまいません。子どもの居場所であると同時に、親が誰かとつながり、困りごとを共有する場にもなっています。子どもたちには、学校には行けない、行かないという選択をしたとしても自信を失ってほしくない。自己肯定感を持っていてほしいのです。



広々とした空間にソファや書棚、学習スペースのあるコワーキングカレッジおたる

### 理想とする理念はインクルーシブ教育

昔は駄菓子屋が放課後の居場所になっていたり、隣近所の見守りの目がありましたよね。しかし、近年は子どもを狙った犯罪が多くなり、大人が声をかけづらい雰囲気になった結果、子どもたちが孤立してしまっています。大人の皆さんにはぜひ、周りの子どもたちへの声かけをしてあげてほしい。社会全体で子どもたちを見守っていれば、私たちのような活動は必要なくなります。私が理想とする理念は、インクルーシブ（包括的）教育です。貧困、障がい、性別、国籍などに関係なく、地域や社会の中で子どもたちを育てていくという考え方です。子どもの権利を大切にする社会の輪を広げていきたいと思います。

子どもネットワークのべおか ☎0982-20-2568  
コワーキングカレッジおたる ☎0982-60-2335



フェイスブック

# 一本の電話でつながる 「子どもの心の居場所」

チャイルドラインみやざき  
代表 福重佳枝さん



チャイルドラインの4つの約束を手にする福重佳枝さん

## イイこともイヤなことも、 子どものための専用電話

チャイルドラインとは、18歳までの子ども自身がかける専用電話です。うれしいことや困っていること、悩んでいることなど、誰かと話したいときに匿名・無料でかけられます。

スタッフはどんな話でも受け止め、寄り添い、一緒に考えることを心がけています。最近ではオンラインチャットでの会話も始めました。チャットでは最初からストレートに悩みをぶつけてくる子どもが多いです。いじめや虐待、性に関する悩みもあります。文字化することで問題が整理でき、自分なりの答えにたどり着く子どももいます。いずれにしろ、話を真剣に聞いて一緒に考えてくれる大人がいることを知って、「世の中捨てたもんじゃない」と思ってもらえたらと希望を持って取り組んでいます。

## コロナ禍で追いつめられる子どもたち

自宅療養者が激増した第5波では、それ以前より子どもたちの悩みがより深刻化していると感じました。親が自宅



学校に向いて出張授業を行なうアウトリーチプログラム

療養しているが死んでしまうかもしれないと泣いて訴えてくる子がいたり、経済的な理由で進学をあきらめようとしていたり、家族関係が悪化して「死にたい」「消えてしまいたい」という声もありました。大人の孤立が、子どもを心理的に不安な状況に追いやっています。大人も、普段から誰かとつながり、困ったときは「助けて!」とSOSを出してほしい。そしてそのことの大切さを子どもにも伝えてほしいです。

## 子どもたちの生きる力を信じて

2年前から学校に向いて出張授業を行うアウトリーチプログラムにも取り組んでいます。スタッフが劇を演じてみせ、登場人物の言葉やふるまいについて子どもたちに考えてもらいます。自分の気持ちや考えを伝えることの大切さを感じてもらえればうれしいです。チャイルドラインに電話してくる子どもは、それだけで問題を解決する力を持っていると思います。大人の皆さんには、非常時だからこそもっとも子どもに声を傾けてほしい。また、大人だけで勝手に決めるのではなく、子どもの意見も聞く場を設けて、一緒に変えていける世の中になるといいなと思います。

チャイルドラインみやざき ☎0120-99-7777  
毎日 16:00~21:00 (オンラインチャットは木・金曜日)



ホームページ

知って得！  
キーワード

## 子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。1989年の国連総会において採択され、日本は1994年に批准しました。

詳しくは  
日本ユニセフHP

- 生きる権利
- 育つ権利
- 守られる権利
- 参加する権利



## ひとりで悩まないで！相談電話・窓口

相談機関	電話番号	内容	対象	時間	ホームページ等
24時間子供 SOSダイヤル	0120-99-78310	いじめ、不登校など	幼児・児童生徒、保護者	24時間対応	
宮崎県教育研修センター	0985-38-7654	いじめ、不登校、発達障がい、就学、子育て、しつけなど	幼児・児童生徒、保護者、教職員、地域の方々	月～金曜日 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) ※来訪相談には事前予約が必要です	
子ども・若者総合相談センターわかば	0985-41-7830	いじめ、不登校など	社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者(0歳から39歳まで)及びその家族等	開所日: 月～水・金・土曜日 10:00～17:00 (受付は16:30まで)	
こども家庭支援センターつぼみ	0985-78-3737	子育て等に関する相談	18歳までの子どもを養育する保護者、子ども	8:00～21:00	
児童家庭支援センターゆうりん	0986-45-2140			8:00～18:00	
LINE相談	—	いじめ、不登校、友人関係、虐待、学業、性に関することなど	宮崎県内の学校に通う児童生徒	R3年12月1日～R4年3月31日 17:30～21:00	

# 子どもたちのSOSに応える 安心・安全な緊急避難場所

特定非営利活動法人 子どもシェルターみやざき  
(代表) 弁護士

増田 良文 さん

虐待などの困難を抱えた子どもたちの緊急避難場所として開設された子どもシェルター「ふらっぶ」。運営する同団体代表で弁護士の増田良文さんと、現場で子どもたちに寄り添うスタッフの方にお話をお聞きしました。

## 15～19歳のハイティーン対象 24時間体制で寄り添います

**増田：**子どもシェルター「ふらっぶ」では、子ども本人からの相談や児童相談所などの関係機関からの相談・委託を受けて10代後半の子どもたちへの居場所の提供を行っています。虐待や貧困などの理由で、家にいたくない、いられない子どもたちの緊急避難場所です。経済的、身体的、性的虐待などさまざまなケースがありますが、それが虐待であるということすら認識していない場合もあります。

シェルターの定員は6名、現在女子のみを対象としています。家庭的な雰囲気、リビング、寝室などがあり、子どもたちが安心して生活できるよう場所は非公開となっています。24時間体制で職員が寄り添い、一緒に家事を行ったり、食事をしたりします。虐待など直接的な被害から保護するという面もありますが、今後の進路、自分自身についてゆっくり考えるための時間と場所を提供するという面もあります。家庭ではそうしたことが考えられない環境に置かれている子どもが多いと感じています。

**スタッフ：**ここで、普通の暮らしを学ぶということもあります。歯を磨くなどの生活習慣がない子どももいますし、食に対して興味を持たず、毎日同じメニューでもかまわないという子どももいます。今ヤングケアラーが問題となっていますが、アルバイトで家計を支えつつ、家事もまかせられ、親が寝るまで自分の時間がまったくない子もいたりします。

## 弁護士を中心とした活動の意義とは？

**増田：**子どもシェルターみやざきは、県内の弁護士を中心に立ち上げた団体です。必要な場合には宮崎県弁護士会の子ども担当弁護士制度を利用して子ども一人ひとりに子ども担当弁護士（コタン弁護士）がつかます。子どもたちの悩みを聞き、ともに考え、子どもに代わって親と交渉するなど様々な支援をしています。多様な観点から子どもの支援を検討するため、弁護士以外にも理事に加わっていただいています。大人と子どものはざまにあるハイティーンは、児童福祉制度の網からこぼれ落ちてしまうこともあるので、さまざまな制度を活用して公的支援に結びつけることもしています。

「ふらっぶ」で過ごす間に、子どもたちの自立の道を一緒に考えることもあります。離れてみてはじめて親の事情も理解でき、



家庭へ戻っていく子もいますが、多くは自立の道を模索します。ここから巣立つ次のステップとして自立援助ホームへの入所がありますが、宮崎県内には宮崎市と延岡市の3か所しかなく、受け皿が少ないのが実情です。出口が見つからず、入所が長期化する場合もあるのが今後の課題です。

## 支援のネットワークを広げ 「入り口」と「出口」の充実

**増田：**10代後半の子となると、幼児の虐待死のように生命の危険にさらされることは少なくなりますが、より深刻な場合もあります。泣き叫ぶわけでもなく、外見上も普通に見えることから、周囲が気づくこともなかなか難しいのです。なので、もっと気軽に相談できる窓口が増えればと思います。幅広い相談機関と連携できれば「入り口」が増え、もっと救える子が増えると思います。

**スタッフ：**子どもたちはぎりぎりまで我慢して、限界を超えてはじめて助けを求めてきます。そうなる前に、誰かに相談できていればと思います。

**増田：**「出口」にしても同じ。受け入れ先を広げ、自立に向けた歩みを止めないようにしてあげたい。今後は幅広い相談機関や施設等とネットワークを広げ、「入り口」と「出口」をより充実させていきたいですね。もちろん、子どもたちからの直接相談も受けていますので、困ったことがあったらいつでも相談してください。



落ちつけるふらっぶの室内

憩いの場となっているリビング

子どもシェルターみやざき ふらっぶ事務局  
宮崎市広島2-4-24本山ビル2階（このはな法律事務所内）  
☎0985-65-5087（受付：月～金曜日 9:00～17:30）



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

# 189 いちはやく

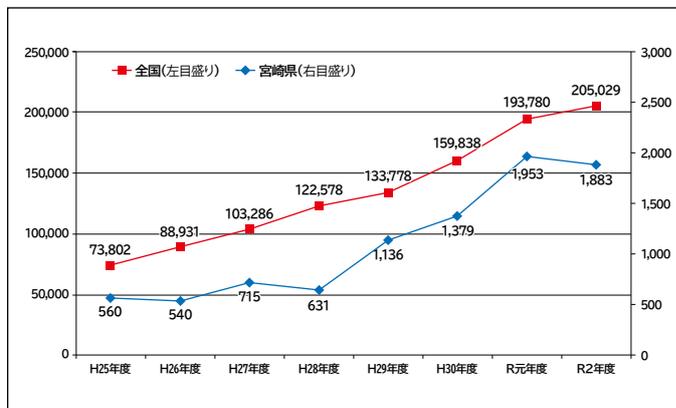
## 「だれか」じゃなくて「あなた」から

(令和3年度 児童虐待防止推進月間標語)

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和2年度には約20万件と過去最多となり、県内においても1,883件と昨年度に次いで過去2番目に多い件数となりました。

児童虐待は子どもの心や体に深刻な影響を与えるだけでなく、時として尊い命を奪うため、予防や早期発見・早期対応が不可欠です。

国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」として定め、全国各地で児童虐待防止のための広報啓発活動が行われています。



## 法律でも体罰禁止！ 子育てに体罰は不要です！！

令和元年6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、昨年4月より、保護者がしつけに際して子どもに体罰を加えることが法律で禁止となりました。

### こんなことしていませんか？ これらは全て体罰です！

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、**頬を叩いた**
- 他人のものを取ったので、**お尻を叩いた**
- 大切なものにいたずらをしたので、**長時間正座をさせた**
- 宿題をしなかったので、**夕ご飯を与えなかった**
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを**殴った**

(厚生労働省ガイドライン「体罰等によらない子育て～みんなで育児を支える社会に～」より)

### 体罰・暴言は、子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、前頭前野が萎縮するなど、脳が傷ついていることが報告されています。

ポイント

## 子どもが言うことを聞いてくれないとき！ どうしたらいいの？

- 1 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- 2 「言うことを聞かない」理由を考えてみよう
- 3 成長・発達に合わせて伝えたり手伝ってみよう
- 4 周りの環境を整えて、叱ることを減らしてみよう
- 5 モチベーションアップの方法を考えてみよう
- 6 肯定形でわかりやすく、時には一緒に、お手本を
- 7 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

詳しくはこちら

「体罰等によらない子育てのために  
～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>



子育ての悩みがあるとき、または、虐待かもと思ったら、

**最寄りの市町村の子育て相談窓口**、または児童相談所虐待対応3桁ダイヤル「189」へ

(相談は匿名でも可能・通話料無料)



# 同和問題(部落差別) について考えましょう

## ① 同和問題(部落差別)とは

同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分的差別によって、被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活の中で不当な差別を受けることがあるという、日本固有の重大な人権問題です。

全ての人は生まれながらにして自由で平等です。生まれた場所や家柄などを理由に不当に差別されることは、絶対にあってはなりません。

しかし、現実には様々な形で差別が存在し、多くの人々が人権を侵害されているという事実があります。

## ② 根拠のない差別や偏見に、今も苦しんでいる人がいます

同和問題について、「そっとしておけば自然となくなる」「自分は差別していないから関係ない」と考える人がいるかもしれませんが、本当にそうでしょうか。

差別意識や偏見は、普段は影を潜めて見えにくいものですが、自分と利害関係が絡んでくると、とたんに差別意識がわき上がってくることもあるのです。

例えば、結婚について、宮崎県が平成30(2018)年度に実施した「人権に関する県民意識調査」によれば、こどもから同和地区出身者と結婚したいと相談された場合、「反対」や「認めない」という回答が1割を超えています(13.7%)し、国が令和元(2019)年度に実施した「人権に関する意識調査」でも、「交際相手や結婚相手が旧同和地区出身であるかどうか気になる」と回答した人の割合が15.8%となっています。

それ以外にも、就職に際し不利益な取扱いを受けたり、近年は、インターネット上で同和地区の所在地や同和問題に関する差別的な書き込みが行われるなど、深刻な問題が起こっています。

## ③ 私たち一人ひとりの正しい理解が、差別のない社会をつくれます

国や地方公共団体などにおいて同和問題(部落差別)の解決に向けた取組が進められてきましたが、現在もおお差別事象が発生している状況から、平成28(2016)年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、差別解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることで、部落差別のない社会の実現を目指すものです。

同和問題は差別される側に問題があるのではなく、差別をする人たちの意識の問題なのです。私たちは、同和問題に関する正しい知識を持っておかないと、差別意識や偏見をそのまま受け入れてしまい、ときには加害者になってしまうことにもなりかねません。同和問題を解決するため、私たちは同和問題を正しく理解するとともに、日本社会にまだ根強く残っている不合理や偏見に気づき、家庭・学校・職場・地域社会など、身近な生活の中のあるあらゆる場において人権意識を高めていくことが大切になります。

県では、ご希望の方に、啓発冊子「人権・同和問題の正しい理解のために」を配布しています。  
なお、冊子データは、宮崎県人権ホームページ(<http://www.m-jinken.jp/>)からダウンロードできます。



# 社会科等における同和問題(部落差別)の 指導内容の変化についてのお知らせ



宮崎県教育委員会では、これまでの同和教育の成果や課題、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」の趣旨などを踏まえ、子どもの発達段階や学校、地域の実情に応じて、各学校等が相互に連携し、全教育活動をとおして人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努めています。

また、同和問題(部落差別)の解決を図るための意志と実践力に富んだ指導者の養成や研修の充実に努めています。

## 同和問題(部落差別)に関する教科書の記述は変化しています。

部落差別の起こりについては近世(江戸時代)より前の時代にあるということが明らかになってきたことから、室町時代の内容に庭づくりや芸能で活躍したことが記述されています。



江戸時代の身分制度を「士農工商」で表すことは適切ではないため、ほとんどの教科書では、この語句を取り扱っていません。



差別されてきた人々の生活の悲惨さを強調するのではなく、当時の文化や社会に貢献した生き方について、より深く記述されています。



## 教科書記述の変化にともなって、指導の在り方も変化しています。

江戸時代の身分制度をピラミッド型の上下関係として指導しない。



身分を表す言葉によって深く傷ついている人々があり、相手への攻撃や冗談での使用は決して許されないことを理解させる。



人々の思いや願いを考えさせ、同和問題(部落問題)を解決するために何が出来るかを話し合ったり、発表したりする。



社会から「差別をなくす」ために、子どもたちが同和問題(部落差別)を学ぶことは、今後の人生において子どもたちの「偏見や差別を許さず、なくしていこう」とする実践力を養うことにつながります。



# 宮崎県人権啓発推進協議会の事業のご紹介

## 宮崎県庁レインボーライトアップ連動企画「学生と考える宮崎の未来」

令和3年7月30日(金)

宮崎県庁本館前庭において、性的マイノリティ（LGBT）の方々への支援活動等に積極的に取り組んでいる大学生の皆さんと、「レインボービュー宮崎」代表の山田健二さん、宮崎公立大学の四方由美教授を招いて、これまでの活動を振り返るとともに、今後の取組などについて展望するトークイベントを開催しました。



宮崎県人権啓発推進協議会では、大学、民間団体、スポーツ組織等と連携して、様々な人権啓発活動を展開しています。詳しくは、宮崎県人権ホームページをご覧ください。



## STOP! コロナ差別 新型コロナウイルス感染症と人権

新型コロナウイルス感染症に感染された方々や、医療従事者等、私たちの命や暮らしを守るために様々なところで尽力されている方々への不当な差別や誹謗中傷が起きています。いかなる場合であっても、不当な差別や誹謗中傷は決して許されるものではありません。

コロナ禍の今だからこそ、温かい太陽のような県民性を生かして、感染された方々に思いやりをもって接し、差別をなくしていきましょう。そして、私たちの暮らしを守るために働かれている方々へ感謝とエールを送りながら、この困難な状況をみんなで乗り越えていきましょう。

コロナ禍の今だからこそ  
たいせつに!  
みやざき県民のやさしさ

みんなに優しくしよう  
感謝とエールを  
思いやりを忘れずに

STOP! 感染者等への差別・誹謗中傷  
感染された方々や、そのご家族などへの差別・偏見・いじめをなくすようにしよう。

STOP! 医療従事者等への差別・誹謗中傷  
病前線での治療や、社会生活の維持にあたる医療従事者や関係者の方々にエールを送ろう。

STOP! うわさ話や個人情報拡散  
うわさ話や個人情報を、SNSやクチコミで流さずに、思いやりをもって冷静な行動をとろう。

### STOP! コロナ差別

### 賛同団体等を募集しています

県では、『STOP! コロナ差別～オールみやざき共同宣言～』へご賛同いただける宮崎県内の企業・団体等を募集しています。

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や誹謗中傷の解消には、多くの県民の皆様の思いやりと優しさが必要です。私たちの命や健康、暮らしを守るために尽力されている方々に対する応援の輪を広げていくためにも、皆様のご協力をお願いします。（応募状況については、随時、宮崎県人権ホームページにアップします。）

**募集対象** 宮崎県内の企業・団体・学校

**募集期間** 随時募集しています。

**応募方法** QRコード先の募集用紙に必要事項を記載しFAXか電子メールでご応募ください。



### 困ったときは相談を

#### 新型コロナウイルス感染症に関する「心のケア」の相談窓口

TEL : 0985-27-5663 (宮崎県精神保健福祉センター内)  
相談日時/月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

みんなの人権 110 番 (全国共通人権ダイヤル)

TEL : 0570-003-110 受付/平日 8:30～17:15

#### 宮崎県人権啓発センター人権相談

TEL : 0985-26-0238

受付/平日 9:00～17:00

法務省インターネット人権相談

QRコードはこちら→



ひとりで悩んでいませんか？

# 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。

暴力は、性別や相手との間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントといった被害の多くを女性が受けている現状があります。

女性に対する暴力の根底には、「女性は男性に従うもの」、「理由があれば暴力をふるっても仕方がない」など、女性の人権を軽視する気持ちがあるとされています。

## DVって、なあに？

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、または関係にあった者からふるわれる暴力のことです。

暴力には、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、大声で怒鳴る、無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的暴力など様々な形態が存在し、それらが複雑に絡み合って被害者の心と体を傷つけます。

DVを自分の身近な問題として認識して、男女が互いに尊重しあう意識や「暴力は許さない」という意識をみんなで持つことが大切です。

### 自分が被害にあったら？

- 「自分が悪いから」と自分を責めたり我慢したりしない。
- 「相談するほどのことでもない」とひとりで解決しようとしなくて、信頼できる人や相談機関に相談する。



### 誰かに相談されたら？

- まずは、その人の話をじっくり聞いてあげる。
- 「暴力をふるわれたあなたは悪くない」とはっきり言ってあげる。
- 相談機関に相談できるよう支えてあげる。



## 相談窓口 秘密厳守・相談無料

相談機関	電話番号	相談日・時間
宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	☎0985-22-3858	月～金曜日 9:00～20:30 土・日曜日 9:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)
警察安全相談室	警察本部 ☎0985-26-9110 (短縮ダイヤル #9110) または各警察署	月～金曜日 8:30～17:45 ※緊急の場合は、上記時間外でも当直体制で対応可能
宮崎県男女共同参画センター	☎0985-60-1822	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)
さぼーとねっと宮崎 (性暴力被害者支援センター)	☎0985-38-8300	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

全国共通の電話番号 最寄りの相談窓口へ転送されます。

DV 相談ナビ	#8008 (はれれば) ※緊急時は迷わず110番へ
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	#8891 (はやくワンストップ)

## 「女性に対する暴力をなくす運動」関連イベントのお知らせ

この期間には、女性に対する暴力根絶のシンボル「パープルリボン」にちなんだ県庁本館のパープル・ライトアップや県庁本館、県庁防災庁舎、県立図書館でのパネル展、パープルリボンキャンペーンなどのイベントが行われます。

詳しくは、宮崎県または宮崎県男女共同参画センターのホームページをご覧ください。





# ひなたのキズナ 声かけ運動

学校や職場、家族、健康のことなどの様々な悩みから、精神的に追い込まれてしまうことは、誰にでも起こる可能性があります。新型コロナウイルス感染症の影響などによる経済的なダメージや心身への負担で、生活に不安を感じ、悩みを抱えた方が増加していると考えられています。

ひとりでも多くの命を救うために、私たち一人ひとりが、宮崎の“ひなた”のころをもつて悩んでいる人に寄り添い、関わることで「ころのつながり」を深め、“絆（キズナ）”の輪を築いていくことが必要です。

宮崎県では、『ひなたのキズナ “声かけ” 運動』を推進しています。

## 県民の皆さまへ

あなたのまわりに、気になる人はいませんか。  
「どうしたの？」 まずは“声かけ”から！  
その一言で、あなたの身近な方が、命を救われるかもしれません。  
“声かけ”の御協力をお願いします。



## 悩みを抱えているあなたへ

ひとりで悩まないで誰かに話してみませんか？  
宮崎県では、県内の相談窓口を集めた  
「ポータルサイト：ひなたのおせっかい」を開設しています。  
「ひなたのおせっかい」で検索！



### ◆ ころの健康に関する相談窓口

ころの電話	☎0985-32-5566 (※1)	高鍋保健所 健康づくり課	☎0983-22-1330 (※2)
宮崎県精神保健福祉センター	☎0985-27-5663 (※2)	日向保健所 健康づくり課	☎0982-52-5101 (※2)
中央保健所 健康づくり課	☎0985-28-2111 (※2)	延岡保健所 健康づくり課	☎0982-33-5373 (※2)
日南保健所 健康づくり課	☎0987-23-3141 (※2)	高千穂保健所 健康づくり課	☎0982-72-2168 (※2)
都城保健所 健康づくり課	☎0986-23-4504 (※2)	宮崎市保健所 健康支援課	☎0985-29-5286 (※2)
小林保健所 健康づくり課	☎0984-23-3118 (※2)		

※1 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～19:00  
※2 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

### ◆ 死にたいくらいつらい気持ちになったときの相談 (夜間電話相談)

宮崎自殺防止センター	☎0985-77-9090	日・月・水・金曜日 20:00～23:00
宮崎いのちの電話	☎0570-783-556	日・月・水・金曜日 21:00～翌朝4:00 火・木・土曜日 18:00～翌朝4:00

## 電話相談員の募集について

下記の団体では、夜間電話相談員を募集しています。  
関心のある方は、下記電話番号まで  
● 宮崎自殺防止センター ☎0985-77-9111  
● 宮崎いのちの電話 ☎0570-33-9557

ひとりで悩まないで！  
誰かに話してみませんか？





### レッドリボン

「エイズに関して偏見をもっていない、エイズとともに生きる人を差別しない」というメッセージ

# 世界 エイズデー

12/1  
World AIDS Day

WHO（世界保健機関）は、1988年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を“World AIDS Day”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。

1996年から、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承しているところです。

我が国においてもUNAIDSが提唱する“World AIDS Day”に賛同し、本年度は「レッドリボン30周年 ～Think Together Again～」をテーマに、治療の進歩でHIV陽性者の生活が大きく変わっていることなどの正しい情報を十分に伝えるため、全国で啓発活動等が行われます。

県内では、同時期に「宮崎県エイズ予防・検査普及キャンペーン」を実施し、エイズに関する正しい知識の普及と予防に対する周知、エイズ検査の重要性に関する啓発を行い、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消等を図っていきます。



県庁本館レッドライトアップ

# 障がいのある人の生涯にわたる 学びの機会の充実に向けて

宮崎県では、障がいのある人の生涯にわたる学びを  
充実させていく取組を通して、共生社会の実現を目指していきます。

## 令和3年度の取組

### コンソーシアムの形成

特別支援学校、大学、専修学校、PTA、社会福祉協議会、企業、  
関係団体・法人、市町村・県の関係課から構成される「コンソーシ  
アム（連携協議会）」を設置し、本県における持続可能な共生社会  
の姿の方向性等について協議しています。



### 実践研究

特別支援学校では、卒業後の生涯学習を意識した取組を行い、関係団  
体及び企業においては、講座や学習・体験プログラムを実施していま  
す。それぞれの取組について実践発表を行い、共有することで、県内の  
市町村の実態に沿ったプログラムの開発に向けて取り組んでいきます。

### 普及啓発・情報提供

県内の実践事例発表やトーク・セッション等を内容とした「九  
州・沖縄ブロックコンファレンス」を開催し、目指す共生社会の姿  
について生涯学習の視点から考える機会とします。また、本事業に  
関する情報をホームページ等で積極的に発信していきます。



**「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」**  
(九州・沖縄ブロック大会)

**令和4年1月22日(土)**  
オンラインで開催予定

全国7ブロックで開催されるコンファレンスの九州・沖縄  
ブロック大会を宮崎県が主催して行います。

※ プログラムや参加申込方法等の詳細については、11月下旬頃に県生涯  
学習課ウェブサイト「みやざき学び応援ネット」等でお知らせします。

県の生涯学習の情報はこちら

**みやざき学び応援ネット**

新生涯学習総合情報提供システム

<https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp>

**「障がい者の生涯学習の推進」に  
関する情報はこちら(文部科学省)**

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/  
ikusei/gakusyushien/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm)

お問い合わせ 宮崎県教育庁生涯学習課 生涯学習推進担当 ☎0985-26-7245

12月10日から16日までは

# 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題の一日も早い真相究明と全面解決のためには、一人ひとりがこの問題に対する認識を深めていくことが重要です。県では、拉致問題に対する県民の皆さんの関心と認識をより深めていただくため、関係機関と協力し、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、さまざまな啓発活動等に取り組んでいます。

拉致問題に関する  
パネル展

期 間 令和3年12月13日(月)~12月19日(日)

会 場 県庁本館1階 展示スペース (宮崎市橘通東2-10-1)

## 拉致された13歳の少女 横田めぐみさん

今から40年以上前の昭和52年11月15日、日本海に面した新潟の街から一人の少女が忽然と姿を消しました。

その日の朝、横田めぐみさんは、いつものように、お父さん、お母さん、双子の弟とにぎやかに朝ご飯を食べ、中学校へ出かけていきました。そして、これが家族にとってめぐみさんを見た最後になってしまったのです。

### めぐみさんが帰ってこない!!

その日の夕方、クラブ活動の練習を終えて帰ってくるはずのめぐみさんは、いつもの時間になっても帰ってきませんでした。家族は心配になって、必死でめぐみさんを探しました。警察も、誘拐や事故、家出、自殺などあらゆることを想定して捜査を進めました。けれど、目撃者も遺留品さえも見つかりませんでした。

### その夜、めぐみさんは…

ずっと後になって出てきた証言によると、お父さんとお母さんが必死でめぐみさんを探していたとき、めぐみさんは北朝鮮の工作員に連れ去られ、40時間もの間、北朝鮮に向かう船の中の真っ暗で寒い船倉に閉じ込められていたということです。

### 家族の悲しみの日々

めぐみさんがいなくなった日から、家族の生活は一変しました。どうしてこんな悲しい目にあうのだろう、もう死んでしまいたい、とも考えました。そんな悲しみと苦しみの中、手がかりもないまま時は流れました。

それから20年後、平成9年1月21日—めぐみさんが生きている！

めぐみさんが平壤で生きているという情報が入ったのです。お父さんの滋さんとお母さんの早紀江さんは「横田めぐみ」の実名を公表し、新聞や雑誌が一斉に報道し、国会でも取り上げられました。

### 日朝首脳会談

平成14年9月17日、小泉総理（当時）は北朝鮮を訪問し、金正日国防委員長（当時）と初の首脳会談を行いました。この日、金正日国防委員長（当時）は拉致を認め、謝罪したのです。しかし、北朝鮮からの情報は「横田めぐみ死亡」というショッキングなものでした。

けれど、これは北朝鮮が一方向的に言ってきたことに過ぎません。北朝鮮からは、納得のいく説明や証拠がいまだに示されていないのです。

### 決してあきらめない！あなたをとりもどすまで！

めぐみさんをはじめ、拉致被害者は、かけがえのない人生を奪われました。その家族も、激しい悲しみの中で今も大切な人の帰りを待っています。一人ひとりが拉致問題に関心を持ち、拉致は決して許さないという強い決意を表し続けることが、問題解決の大きな力となります。

出典：政府 拉致問題対策本部ホームページより引用・改編 <http://www.rachi.go.jp/>

## 北朝鮮による日本人拉致問題啓発DVDの紹介



### アニメ『めぐみ』

昭和52年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の模様を描いたドキュメンタリー・アニメです。

企画・制作：政府 拉致問題対策本部



### 『拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!』

横田めぐみさんの母親・早紀江さんが想い続けてきたこと、心の叫びを、数々の映像資料や撮りおろしインタビューで構成しています。

制作：『拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!』制作委員会 (代表幹事：日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合)

お問い合わせ 宮崎県オールみやざき営業課 TEL.0985-44-2623

# 犯罪被害者の心に寄り添い、 途切れることのない被害者支援のために…



## 犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)

犯罪被害で受ける心の痛みは計り知れません。  
犯罪被害に遭われた方やそのご家族等は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 捜査や裁判過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材報道によるストレス等様々な問題に苦しめられています。

犯罪被害者等への支援と理解について、この週間を機に皆さん一緒に考えてみませんか。

### 犯罪被害者支援に関する 企画展を開催します!!

— 期間 —  
令和3年11月25日(木)

↓  
令和3年12月5日(日)

— 会場 —  
宮崎県立図書館1階 ギャラリー

予期せぬ犯罪に遭遇してしまったら…  
一人で抱え込まず、相談してください。  
犯罪被害に関する相談ができる機関等をご紹介します。

#### 公益社団法人みやざき被害者支援センター

みやざき被害者支援センターは、宮崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受け、事件発生直後から要望があれば警察と連携し、被害者等に寄り添った支援を行っています。

#### ● 一人で悩まず、相談してください。

- \* 電話相談・面接相談
- 月曜日～金曜日  
(祝日、年末年始を除く)
- 相談電話 0985-38-7830
- ※全国共通ナビダイヤル 0570-783-554

相談は無料です。  
秘密は、  
厳守されます。

そのほかにも、病院や警察署、裁判所等への付添などの直接的支援や、弁護士や臨床心理士等の専門家による支援(要予約)、関係機関団体との連携による支援、自助グループへの援助を行っています。

#### 警察における相談窓口

宮崎県警察においては、以下の相談窓口があります。まずは、相談してください。

警察安全相談	☎0985-26-9110(#9110)	各種相談
性犯罪相談ダイヤル	☎0985-31-8740(#8103)	性犯罪被害に関する相談
ヤングテレフォン	☎0985-23-7867	犯罪被害少年の相談
暴力ホットライン	☎0985-27-7110	暴力団犯罪に関する相談
悪質商法110番	☎0985-22-8080	悪質商法に関する相談
犯罪被害者支援室	☎0985-31-0110 (警察本部代表電話)	犯罪被害に関する相談

#### 総合相談窓口

県や市町村に、犯罪被害により生じた生活上でのお困りごとなどの相談を受ける窓口があります。



(公社)みやざき被害者支援センターは、県民の皆さんから「命の尊さ」について考えてもらう機会として、毎年、一行詩「生命のこえ」コンテストを開催しています。

このような機会に是非、「命の尊さ」について考えてみてはいかがでしょうか。

## 令和2年度 一行詩「生命のこえ」コンテスト最優秀作品

#### 小学生の部

たおれてもたおれても  
何ども立ち上がろうとする  
犬のシュウ。  
シュウの生きようとするすがた、  
なみだが出たよ。

#### 中学生の部

会ったこともない、  
話したこともない。  
それでも悲しいニュースに  
胸が痛くなる。  
同じくらい若い人の死

#### 高校生の部

コロナ禍の中で失った自由。  
あの人元気かな。  
すぐ近くにいるのに  
会えないのがゆさ。  
改めて感じた“普通”の幸せ。

#### 一般の部

母さん、  
あなたの命を守りたい。  
だから、ごめんね。  
施設の窓越しからの電話なの。  
本当は手を握りたいのに。

身近な人の温かい心配りが何よりも心の支えとなります。

犯罪被害は、誰にでも突然、起こる可能性があります。

社会全体で被害者等を支え、犯罪のない安全で安心できる地域社会を目指しましょう。

『宮崎県犯罪被害者等支援条例』が施行されました

12月4日から12月10日は人権週間です!

# 『第73回人権週間』

世界人権宣言が国連総会で採択された12月10日は「人権デー」。  
日本では、この日を最終日とする一週間、12月4日～10日を「人権週間」と定め、  
人権尊重意識の高揚を図るため、様々な啓発活動が行われています。

## 『人権啓発パネル展』

県内の児童生徒による人権作品（作文・ポスター）の展示や、宮崎地方法務局による「新型コロナウイルス差別防止」及び「ハンセン病問題」に関するパネル展示等を行います。

会場には、2022年版の人権カレンダーや、各種人権啓発資料も取りそろえておりますので、お手にとってご覧いただき、必要なものについては、ご自由にお持ち帰りできます。

期間  
場所

12/5日～12/10金 イオンモール宮崎レストランコート

12/8水～12/19日 宮崎県立図書館1階ギャラリー

【主催】 宮崎県・宮崎県人権啓発推進協議会、宮崎地方法務局・宮崎人権擁護委員協議会、  
宮崎県人権啓発活動ネットワーク協議会

## 『県民人権講座』

様々な人権問題の中から、テーマを絞って講演会を開催しています。参加費無料。どなたでも参加できます。お好きな講座にご参加ください。12月、1月の予定は次のとおりです。

【会場】 宮崎市民プラザ

【時間】 13:30～16:00頃（講演100分＋ビデオ視聴約30分）

【内容】

12/16

木

講師：錦井 祐子氏（産業カウンセラー）

【職場のハラスメント問題】 職場での人間関係など、様々なストレスに気がつき、よりよいコミュニケーションのあり方や対処法を学ぶことで、ハラスメント防止に役立つお話をさせていただきます。

1/21

金

講師：米村 州弘氏（犯罪被害者遺族自助グループ 桜の会 代表）

【犯罪被害者等と人権】 突然、娘を奪われた父親として、被害者やその家族が抱える困難や苦しみ、辛さをお話しいたします。周囲の思いやりの心と地域社会の支えの大切さについて考えます。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、中止またはオンラインでの開催となる場合があります。

主催  
お問合せ  
申込み

宮崎県総合政策部人権同和対策課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館6階

TEL.0985-32-4469 FAX.0985-32-4454

宮崎県人権ホームページ 検索



# 活用してください!宮崎県人権啓発センター



ジンケンジャー

宮崎県人権啓発センターでは、個人や企業、民間団体等を対象にさまざまな活動を行っています。皆様のご利用をお待ちしています。

## 研修会を実施しています!

人権担当者講座や県民人権講座、人権ファシリテーター養成講座などを開催しています。

## 講師の派遣や紹介をしています!

企業や民間団体、家庭教育学級等の研修会への職員派遣や、外部講師の紹介を行っています。

## 人権に関する相談を受けています!

人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。専用電話☎0985-26-0238

## わたしたちの人権講座を開催しています!

団体、グループを対象にセンター内にある研修室で人権についてわかりやすくお話しします。

ほかにも、人権啓発資料の作成、ホームページでの情報提供、図書・DVD等の貸出(下記)も行っています。

宮崎県人権ホームページにアクセスできます



## 図書・DVD等を貸し出しています

当センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。個人はもちろん、学校の授業や職場の研修等にご活用ください。貸出利用登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

### ◇貸出冊数及び貸出期間

- 📖 図書 貸出冊数：3冊以内 貸出期間：14日以内
- 📀 DVD等 貸出本数：3本以内 貸出期間：14日以内
- 📺 機材 貸出期間：14日以内(機材…DVDプレーヤー、プロジェクター、スクリーン)

### ◇図書・DVD等について

ライブラリー所蔵の図書・DVD等の種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。

360°カメラで見学しよう!



## ??じんけんクイズ??

「子どもの権利条約」の中で、子どもには大きく4つの権利があると謳われています。「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」、もうひとつは何でしょう。

- A 遊ぶ権利**      **B 泣く権利**      **C 参加する権利**

今回の記事ページのどこかにヒントがあるよ!

アンケートハガキに答えと必要事項をご記入の上、お送りください。正解者の中から抽選で5名の方に、人権啓発グッズを進呈いたします。当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。応募締切：令和4年2月28日(当日消印有効)

## 読者's VOICE!

- 職場でのパワハラについて、イラストなどを用いて分かりやすく説明があり、とても勉強になりました。(宮崎市 40代)
- コロナ差別について、とても考えさせられました。(国富町 50代)
- 特に子どもの貧困に対する取組について取り上げてほしいです。(延岡市 30代)

## 編集後記

子どもの人権について取材をしていくなかで、様々な状況に加えてコロナ禍の影響も受け、厳しい環境におかれている子どもたちがたくさんいることを改めて実感しました。

地域や社会全体で見守りながら、子どもたちが自分らしく安心して過ごせる場所を作っていきたいですね。(福)

## 宮崎県人権啓発センター

宮崎市橋通東2-10-1 県庁8号館6階(宮崎県人権同和対策課内)

TEL.0985-32-4469  
FAX.0985-32-4454

情報・ご意見などをお待ちしています。

<http://www.m-jinken.jp/>

